

# 大分市販路拡大チャレンジ補助金 用語解説およびQ&A

## 1. 用語解説

<p>3年間限定で活用可能 (HPの見出し欄)</p>	<p>本補助金は、市内の中小企業者が行う新たな挑戦に向けたファーストステップを後押しすることを目的としていることから、申請者が初めて本補助金の交付決定を受けた年度を含む3年間に限り活用可能な制度としています。</p> <p>例として、令和6年度に本補助金の交付決定を受けた事業者は、令和7年度に本補助金の活用を行わなかった場合であっても、活用開始から2年目という扱いとなることにご注意ください。</p> <p><b>【法人の場合】</b></p> <p>同一の代表者が経営する法人が複数ある場合、令和6年度にA社、令和7年度にB社で申請を行った場合、令和7年度はA社の2年目、B社の1年目となります（それぞれの法人が申請した初年度を1年目とします）。</p> <p><b>【個人事業主の場合】</b></p> <p>個人事業主は屋号が異なる場合であっても1事業者とみなされるため、2つの事業を行っている（屋号が2つある）場合、令和6年度にAの屋号、令和7年度にBの屋号で申請を行った場合、令和7年度は2年目の取組という扱いとなります。</p>										
<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 (HPの表中「対象者」欄)</p>	<table border="1" data-bbox="486 1153 1404 1601"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他 (注1)</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td>サービス業 (注2)</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金3億円以下又は従業員900人以下。</p> <p>注2 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下。</p>	業種分類	定義	製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主	サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
業種分類	定義										
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主										
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主										
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主										
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主										
<p>みなし大企業 (HPの表中「対象者」欄)</p>	<p>次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。</p> <p>①発行済株式の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が出資している中小企業者</p> <p>②発行済株式の総数の3分の2以上を大企業が所有し、又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が出資している中小企業者</p> <p>③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p>										

<p>事業所 (HP の表中「対象者」欄)</p>	<p>経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所を占めて行われており、かつ、財及びサービスの生産又は供給が、人及び設備を有して、継続的に行われている事務所、店舗、工場等をいいます。</p>
<p>継続して1年以上事業を営んでいる (HP の表中「対象者」欄)</p>	<p>申請者（法人及び個人事業主）が事業を開始してから1年以上経過していることをいいます（※登録されている事業を現在も実施しているかどうかに関する判断は行いません）。</p> <p>【法人の場合】 法務局が発行する履歴事項全部証明書の「会社設立年月日」から起算して1年以上経過しているかどうか</p> <p>【個人事業主の場合】 税務署に提出した開業届の「事業開始年月日」から起算して1年以上経過しているかどうか</p>
<p>大分市税を滞納していない (HP の表中「対象者」欄)</p>	<p>本市税制課が発行する「市税完納証明書」の提出により確認を行います。 市税が賦課されていない事業者については、「納期未到来証明書」をご提出ください。</p>
<p>相談支援機関による事業計画書の作成支援 (HP の表中「対象者」欄)</p>	<p>事業計画書を作成した申請希望者に対し相談支援機関（HP 表中の「申請方法」欄に記載）が行う資料のブラッシュアップ・指導のことをいいます。</p> <p><b>※申請希望者は、相談支援機関からターゲットの属性や現在の事業に関する課題、競合商品・サービスの状況、事業の展望、強みなどに関する記載の指導や助言を受け終えた「最終版の事業計画書」を本市へ提出する必要があるため、単に相談を行っただけでは申請要件を満たしていないことにご注意ください。</b></p>
<p>商談会・展示会等 (HP の表中「対象となる取組」欄)</p>	<p>取引先及び事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保を目的として国内外で開催される商談会、展示会、博覧会等（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により実施するものを含む。）をいいます。</p> <p>ただし、①その場で小売することを主目的としたもの ②出展者の募集が広く一般に公開されていないもの ③開催の目的が事業者との商談でないもの ④その他市長が不相当と認めるものは除きます。</p>
<p>事前の承認 (HP の「2 申請に必要な書類」の表中「変更時」欄)</p>	<p>申請者が提出する「事業変更承認申請書」に基づき本市が行う「変更承認通知」の発送のことをいいます。</p> <p>申請者は、補助事業の内容又は補助対象経費の変動（増減）が生じた際、あらかじめ（発注・契約前に）、事業変更の承認を受けなければなりません。</p>

## 2. よくある質問 (Q&A)

(申請時期について)

- Q. 4月10日に開催される展示会への出展にあたり、本補助金の活用を検討しているのですが、申請はできますか。
- A. 本補助金は、4月1日(平日の場合)に申請受付を開始するため、「事業開始日の14日(土日祝日を除く)前」に申請が必要であることから、4月19日以降に開催される展示会でないと申請できません。

4 April 2024						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
31	1 申請締切日 (14日前)	2 (13日前)	3 (12日前)	4 (11日前)	5 (10日前)	6
7	8 (9日前)	9 (8日前)	10 (7日前)	11 (6日前)	12 (5日前)	13
14	15 (4日前)	16 (3日前)	17 (2日前)	18 (1日前)	19 展示会開催日	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

(補助対象者について)

- Q. 個人事業主として2つの事業を行っている(屋号が2つある)のですが、A・Bそれぞれの屋号で申請することは可能ですか。
- A. 可能です。ただし、法人とは異なり、個人事業主は屋号が異なる場合であっても1事業者とみなされますので、同一年度内に活用できる補助金額の合計は、A・Bそれぞれの屋号で申請したとしても50万円となります。

【法人Cと法人D、法人Eと個人事業主Fの場合】

同一の代表者が経営する法人が複数ある場合や同一の代表者が経営する法人と個人事業がある場合、別々の事業者からの申請として取り扱うため、C・D、E・Fそれぞれについて補助金額の上限は50万円となります。

(補助対象事業について①)

- Q. 公的機関(大分県産業創造機構やジェットロ、中小機構など)が用意するブースへの出展事業に本補助金を活用することは可能ですか。
- A. 可能です。

例: 大分県産業創造機構や中小企業基盤整備機構、ジェットロが用意するブースへ出展を行う場合  
→本補助金への申請が可能。

(補助対象事業について②)

- Q. アメリカで開催される展示会への出展を考えていますが、本補助金の活用は可能ですか。
- A. 海外で開催される商談会・展示会への参加・出展にあたっては、公的機関が主催・共催・後援しているもの

が対象です。

(補助対象経費について①)

- Q. 見積書が税込表記であった場合、税抜価格の計算方法について教えてください。
- A. 計算方法については以下のとおりです。なお、1円未満の小数点については切り下げを行ってください。

$(\text{税込金額}) \div 1.1 (\text{消費税率}) = (\text{税抜金額})$
--

例：税込金額が150,000円、税率が10%の場合

$$150,000 \div 1.1 = 136,363.636 \dots \approx 136,363 \text{円}$$

(補助対象経費について②)

- Q. 見本市への出展に関して補助金の活用を検討しているのですが、既に小間料を支払ってしまいました。その場合、小間料は補助の対象となりませんか。
- A. 小間料（出展費・参加費）については、支払期限が開催日の半年前となっていることも多いため、本補助金の趣旨（中小企業者の新たな挑戦に向けたファーストステップを支援する）を鑑み、交付決定前に既に支払ったもの（申請年度の前年度に支払ったものを含む）であっても対象としております。

(審査について①)

- Q. 審査方法について教えてください。
- A. 審査は、大分市創業経営支援課による審査となります。審査にあたっては、提出された事業計画書をもとに実施します。審査の結果採択された申請者には、補助金交付決定通知を送付します。

(審査について②)

- Q. 審査内容について教えてください。
- A. 審査項目については以下の表のとおりです。

【審査項目】

事業の妥当性	販路開拓の目的や目標が明確に定められているか。また、自社の商品やサービスの強み、課題、業界の動向等を踏まえた取組内容となっているか。
計画の有効性	事業計画が具体的で実現性が高く、実施による効果が期待できるものとなっているか。
費用の適切性	事業に係る費用の積算が適切で、事業実施に必要なものとなっているか。また、同一年度内に申請及び交付決定済みの事業者と同じ者が代表を務める異なる事業者からの申請の場合、同一の補助対象事業となっていないか。

(申請書類について)

- Q. それぞれの書類を提出すべき理由を教えてください。
- A. それぞれの書類に関する提出を求める理由は次のとおりです。

【申請時に必要な申請書類】

区分	書類内容	提出を求める理由	チェック欄
共通	交付申請書	交付要綱に規定する申請様式であるため	<input type="checkbox"/>
	事業計画書	交付要綱に規定する申請様式であるため	<input type="checkbox"/>
	算定根拠の分かる書類	事業計画書に記載の数字及び内容との整合性、また、委託事業者が委託内容を業として実施しているか確認するため	<input type="checkbox"/>
	貴社及び商材等が分かるパンフレット等	補助金を活用して実施する取組が会社全体の事業のうちどの部分なのか確認するため	<input type="checkbox"/>
	申請日以前3か月以内に発行された市税完納証明書の写し	本市の市税を滞納していないか、また、本補助金の注意事項に同意しているか確認するため	<input type="checkbox"/>
	誓約書	暴力団若しくは暴力団員との密接な関係を有していないか確認するため	<input type="checkbox"/>
法人	申請日以前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書	市内で1年以上事業を営んでいるか、また、市内に事業所を有しているか確認するため	<input type="checkbox"/>
	最新の決算書（貸借対照表・損益計算書）の写し	財務状況を確認するため	<input type="checkbox"/>
個人事業主	開業届の写し又は事業開始年月日が分かる書類	市内で1年以上事業を営んでいるか、また、市内に事業所を有しているか確認するため	<input type="checkbox"/>
	申請日以前3か月前に発行された住民票の写し	市内に住所を有しているか確認するため	<input type="checkbox"/>
	最新の確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し	財務状況を確認するため	<input type="checkbox"/>

【変更申請時に必要な書類】

区分	書類内容	提出を求める理由	チェック欄
共通	事業変更承認申請書	交付要綱に規定する申請様式であるため	<input type="checkbox"/>
	変更内容を確認することができる書類 (変更経費の内訳及び理由を記した書類、見積書等)	変更経費の内訳及び理由を記した書類に記載の数字及び内容の合理性等を確認するため	<input type="checkbox"/>

【実績報告時に必要な書類】

区分	書類内容	提出を求める理由	チェック欄
共通	実績報告書	交付要綱に規定する申請様式であるため	<input type="checkbox"/>
	事業実施内容書及び収支決算書	交付要綱に規定する申請様式であるため	<input type="checkbox"/>
	支出を証明する書類	事業計画書に記載の数字及び内容との整合性を確認するため	<input type="checkbox"/>

	補助事業の完了が確認できる成果物等	本補助金を活用して実施した取組による成果を確認するため	<input type="checkbox"/>
--	-------------------	-----------------------------	--------------------------

【交付請求に必要な書類】

書類内容	書類内容	提出を求める理由	チェック欄
共通	交付請求書	交付要綱に規定する申請様式であるため	<input type="checkbox"/>

(申請書類への押印について)

Q. 申請書や誓約書への押印は必要ですか。

A. 申請書及び誓約書の申請者欄の下に「①書類作成者の名前(フルネーム)」「②連絡先」が記載されていれば、その他のすべての書類について押印省略が可能です。

(実績報告について)

Q. 「補助事業完了後に実績報告書を提出」とありますが、「補助事業完了」とはどの時点を指しますか。

A. 補助事業完了時点は、原則として「補助対象経費に関する支払証拠書類(領収書・インターネットバンキングの取引明細照会など)に記載されている日付のうち最も遅い日」となりますが、一部例外があります。詳細は次のとおりです。

対象となる取組	事業完了日
商談会・展示会等への出展	<b>【原則】</b> 補助対象経費に関する支払証拠書類(領収書・インターネットバンキングの取引明細照会など)に記載されている日付のうち最も遅い日  <b>【例外】</b> <b>「商談会・展示会等への出展」については、小間料(出展料・参加料)のみ交付決定前の支払いを認めていることから、補助対象経費が小間料のみであった場合の補助事業完了時点は「商談会・展示会等の開催最終日」となります。</b>
商品・サービスの開発及び改良	
企業・商品・サービスのブランディング	
ECサービスの活用	
海外販路拡大に向けた環境整備	

(海外事業者との取引について)

Q. 海外事業者への支払いを行ったのですが、どの時点のレートをもとに補助対象となる金額を算出すべきか教えてください。

A. 海外事業者への支払方法により適用するレートが異なります。詳細は次のとおりです。

交付決定後に外貨での支払いが生じた場合は、下表のレートを適用して交付確定額を算出します。

【レート換算表】

支払方法	適用レート	精算時提出書類
現金払い	換金時のレート	換金時の利用明細書
クレジットカード決済 <sup>※1</sup>	カード会社設定のレート	カードの利用明細書
海外送金 <sup>※2</sup>	金融機関設定のレート	送金元金融機関発行の利用明細書

※1：クレジットカードの精算が間に合わない場合は、換金時の利用明細書記載のレートを流用して適用。

※2：送金手数料は対象外。

レートの証拠書類を提出できない場合は、当該支払月に適用される、日本銀行国際局が公表する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」のレートにより算出します。例えば、2023年12月中において適用されるレート（2023年11月20日付）は次のとおりです。

【基準外国為替相場及び裁定外国為替相場】

	1USドル	1ユーロ	1ポンド	1中国元
基準外国為替相場	150円			
裁定外国為替相場		159円	183円	21円

※URL：[https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame\\_rate/ki\\_jun/](https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/ki_jun/)